

# ～ 住居確保給付金のご案内 ～

住居確保給付金とは、離職や就労収入の減収等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、または喪失するおそれのある方を対象として、就職や増収に向けた活動をするを条件に、一定期間、賃貸住宅の家賃を支給する制度になります。

## 1 住居確保給付金を受けられる方とは

申請時において、次の①～⑧の項目すべてに該当する方が対象になります。

(裏面にチェックシートを載せておりますので、ご参考にしてください。)

- ① 主たる生計維持者であり、離職・廃業から2年以内、または個人の責任や都合によらず、就労収入が減少し、離職等と同じ状況にある方。
- ② 就労収入の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した、または喪失するおそれのある方。
- ③ 世帯の収入合計額が、次の表の金額以下の方。

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	※6人以上の世帯についてはお問い合わせください。
113,000円	161,000円	199,000円	236,000円	274,000円	

※給与収入の場合は、交通費を除いた総収入で算出をします。

※年金、養育費、仕送り等も収入に含みます。

- ④ 世帯の収入合計額からお住まいの家賃額を差し引いた額が、次の表の金額以下の方。

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	※6人以上の世帯についてはお問い合わせください。
81,000円	123,000円	157,000円	194,000円	232,000円	

※家賃額には、駐車場代、管理費、共益費等は含みませんのでご注意ください。

- ⑤ 世帯の預貯金額(所持金と通帳残高)の合計が、次の表の金額以下の方。

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円

- ⑥ 誠実かつ熱心に就職活動が行える方。  
※休業又は減収している自営業の方は、経営相談先への相談等事業再生に向けた活動でも可。
- ⑦ 本人および同居者が暴力団員でない方。
- ⑧ 本人および同居者が国または自治体による住宅支援のための給付等を利用していない方。

## 2 住居確保給付金の支給方法や支給額、支給期間について

- ① <支給方法> 佐世保市から、住居の貸主等の口座へ直接振込みます。
- ② <支給額> 下記の金額を上限とし、申請月の世帯収入額に応じて算出される金額を支給します。  
【1人世帯】32,000円 【2人世帯】38,000円 【3～5人世帯】42,000円  
※6人以上の世帯についてはお問い合わせください。  
※家賃額と支給額に差額がある場合は、その差額分はご自身でお支払いする必要があります。
- ③ <支給期間> 3か月

※一定の条件を満たせば、2回までの延長申請が可能です(最長9か月)。

ただし常用就職や就労収入の増加により、支給対象にならなくなった場合は、その月から支給中止となります。

過去に住居確保給付金を受給したことがある方については、一定の要件に該当する場合は再支給が可能です。

## 3 住居確保給付金を受給している間の就職活動について

住居確保給付金の受給期間中は、次のような活動を行っていただきます。

離職者、廃業者、休業又は減収者(就労を目指す方)	休業又は減収者(事業再生を目指す方) ※1～6か月目
・ハローワーク等への就職申込	・経営相談先への相談申込
・ハローワーク等での職業相談(月2回以上)	・経営相談先での経営相談(月1回以上)
・企業等への応募(原則週1回以上)	・給与以外の業務収入増加を図る取組(月1回以上)
・自立相談支援機関での相談(月4回以上)	・同左

これらの活動を怠った場合は、支給を中止することがあります。

※休業又は減収者(事業再生を目指す方)は、7か月目以降については就労を目指す方と同様の活動が必要です。

※経営相談先の例: よろず支援拠点、商工会議所、商工会、産業支援センター等

### 【相談・申請窓口】佐世保市社会福祉協議会(住居確保給付金担当)

<住所> 佐世保市八幡町6-1

<開所時間> 月～金曜日(祝祭日/年末年始除く)

<TEL> 0956-23-0265

8:30～17:15